

別紙2  
中央職業能力開発協会  
平成21年7月13日  
達 第 12 号

改正 平成22年1月 7日 達 第 1号  
改正 平成22年2月23日 達 第 2号  
改正 平成22年8月 9日 達 第17号  
改正 平成23年2月 3日 達 第 1号

## 基金訓練の認定基準

緊急人材育成・就職支援基金による職業訓練（以下「基金訓練」という。）が受講者の再就職に真に資するものとして設定、実施されるよう担保するため、基金訓練が満たすべき基準（以下「認定基準」という。）を次のとおり定める。

### （実施機関）

1. 基金訓練の実施機関は、専修学校、各種学校、教育訓練企業等の民間教育訓練機関、大学・短期大学（大学院）、事業主、職業訓練法人、NPO法人、社会福祉法人、認定職業訓練施設、農林業の団体、事業主団体等（以下「教育訓練機関」という。）とし、社会的事業者等訓練コースの実施機関については、上記の教育訓練機関のうち、次のいずれの要件にも該当すること。
  - ① 法人格を有する団体であること。
  - ② 営利を目的とせず、社会教育、環境保全、人権擁護、男女共同参画社会の形成、子供の健全育成など、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条別表の特定非営利活動に相当する社会性の高い事業（以下「社会的事業者等」という。）を展開しているもの（以下「社会的事業者等」という。）であること。
  - ③ 社会的事業者等分野での就業又は起業若しくは経営参画を希望する者に対する人材育成機能を備えていること（社会的事業者等分野での就業又は起業若しくは経営参画を希望する者に対する人材育成事業を認定計画申請日の直近1年間に少なくとも3か月程度は実施していること。）。
  - ④ 宗教・政治活動を目的としたものでないこと。

### （事業実績）

2. 教育訓練機関のこれまでの入校状況、事業実績等にかんがみ、安定した事業運営が可能と認められること。具体的には、認定計画申請日以前の直近1年間、教育訓練を実施しており、入校実績・修了実績を有する者又は認定計画申請日以前に基金訓練の認

定を受けたことがある者であること。ただし、教育訓練を主な業務としていない事業主団体、事業主等が行う新規成長・雇用吸収分野等訓練コースの実践演習コース及び社会的事業者等訓練コースについては、認定計画申請日以前の直近1年間、事業等を継続して実施していることでも差し支えないこと。

(組織体制、施設設備)

3. 教育訓練及びこれに付帯する事務事業を適切に運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者（以下「講師」という。）及び運営・管理担当者を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により訓練期間中は常に使用できる状態であること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。

(定員)

- ① 概ね10人～30人の受講者定員であること。

ただし、実際に生産活動や営業活動を行っている事業所における雇用関係に入らずに行う実習形式による教育訓練（以下「企業実習」という。）又は社会的事業者等訓練コースのワークショップ型訓練若しくはOJT型訓練を行う場合は、1人からとすることができること。

(事務局)

- ② 教育訓練の運営に当たって、施設・設備及び訓練指導体制等の教育訓練全般に係る責任者1名を配置でき、また受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての運営・管理担当者を教育訓練の実施施設の事務室に1名以上配置する体制を整備すること。

(実施場所)

- ③ 教育訓練の実施場所は、訓練期間中は、原則として同一の場所とする。ただし、職場見学、職場体験については、この限りではないこと。また、座学と企業実習を組み合わせたデュアル形式の場合は、座学実施場所と企業実習実施場所が異なっても差し支えないこと。さらに、社会的事業者等訓練コースについては、座学実施場所とワークショップ（ロールプレイ、職務のエッセンスを抽出した作業訓練、課題発見学習等をいう。以下同じ。）又はOJT（ワークショップ型訓練においては、雇用関係に入らずに日常の業務に就きながら行われる訓練をいう。また、OJT型訓練においては、社会的事業者等分野の経営者等への同行を通じ、当該経営者等自身が行う対外折衝、内部打合せ等の業務を間近で体験する研修、社会的事業者等分野の事業スタッフとしての実務研修等をいう。以下同じ。）の実施場所が異なっても差し支えないこと。

(施設)

- ④ 教室の面積は、受講者1人当たり1.65㎡以上であること。

- ⑤ 実習室の面積は、実技が適切かつ安全に実施できるよう配慮されていること。
- ⑥ 事務室は、教室及び実習室とは別の部屋として完全に分離され、同一の又は近隣の建物内に整備されていること。
- ⑦ キャリア・コンサルティングを行う場合には、教室、実習室及び事務室とは別の場所を使用する等により受講者のプライバシーに配慮すること。

(設備)

- ⑧ 教室は、教育訓練に必要な受講者用の机・イス及び教育訓練用掲示機材（ホワイトボード等）が必要数整備されていること。
- ⑨ 実技を行う教室・実習室は、教育訓練の内容や程度、受講者数に応じて適切かつ効果的かつ安全に実施できる設備、備品等（例えば、パソコン、ソフトウェア等）が必要数整備されていること。
- ⑩ 労働安全衛生関係法令等により、定期点検、講習又は免許が必要とされている機械等の使用に当たっては、これに関する必要な措置が講じられていること。
- ⑪ 訓練カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、上記のほか、次の要件を全て満たしていること。
  - イ パソコンは、受講者1人1台の割合で設置されていること。
  - ロ ソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること（体験版の使用は含まない。）。
- ⑫ 受講者が快適に教育訓練を受講できる照明、空調・換気、トイレ（男女別であること）、洗面所、事務室等施設・設備が整備されていること。

(講師)

4. 講師は、教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する者であって、教育訓練を適正に運営することができるものを確保すること。具体的には、次の要件を全て満たすこと。

- ① 講師の数は、実技（パソコンを使用する科目を含む。）にあっては受講者15人までは1人、15人を超えるときは2人以上（助手を含む。）の配置を標準とし、学科にあっては受講者30人までは1人の配置を標準とすること。

これに加え、実技の実施に伴う危険の程度や指導の難易（度）、社会的事業者等訓練コースの受講者の特性を踏まえたきめ細かい指導の必要性に応じた必要な講師の数を確保すること。

- ② 講師は、職業訓練指導員免許を有する者、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の2第2項の規定に該当する者等であって教育訓練の適切な実施が可能であると認められるものであること。

基礎演習コースを担当する講師は、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターが行う「ワークガイダンス講習を担う講師育成講座」を修了することが望ましいこと。

また職業横断的スキル習得訓練コース（IT基礎分野）及び実践演習コース（IT分野）を担当する講師は、当該分野の専門的な指導経験（職業訓練等における指導経

験を含む。) 、機器導入の支援の業務等、日常的に機器の利用法等についてユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上であり、講師として相応しい者であること。

- ③ 企業実習においては、上記に定める者のほか、職場等において指導する内容に熟知しており、かつ、適切に実施できる者も講師となれること。

(訓練科の名称)

5. 訓練科の名称は、教育訓練の内容を端的に表現した名称であること。

(訓練対象者)

6. 社会的事業者等訓練コースのワークショップ型訓練の主な対象者は、非正規労働者、ニート等の若者、障害者、母子家庭の母等であって社会的事業等分野での就業を希望するものであること。

また、OJT型訓練の主な対象者は、NPO法人等の社会的事業等分野での起業、経営参画を希望する者であること。

さらに、基金訓練のいずれのコースについても受講するに当たり、「キーボード入力ができる」といった条件がある場合は、予め明確にすること。

(訓練内容)

7. 教育訓練の内容は、次のいずれかに該当すること。

① 職業横断的スキル習得訓練コースは、文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション資料作成等の職業横断的な情報技術又は会計・経理等に係る必要な知識・技能を習得する内容で座学により実施するものであること。

② 新規成長・雇用吸収分野等訓練コースのうち、基礎演習コースは、就職に必要な基礎力の養成、主要な業界や業種に係る短期間の体験等の提供からなる内容で主に座学により実施するものであること。

また、実践演習コースは、教育訓練受講後に就業を想定する産業分野の職種において、必要な実践的な知識・技能・技術を習得する内容であること。なお、このコースにあっては、座学形式によるほか、デュアル形式又は企業実習のみにより実施することもできること。

③ 社会的事業者等訓練コースのうち、ワークショップ型訓練は、社会的事業等分野の事業内容に関わる職場を模した作業環境でのワークショップ、社会的事業等分野の業務についてのOJTや基礎知識習得のための座学、生活訓練、労働の意義を理解させるための体験等を効果的・弾力的に組み合わせた内容であること。

また、OJT型訓練は、社会的事業等分野の経営、事業遂行への参画に係るOJT、社会的事業等分野についての経営上の知識習得のための座学を効果的・弾力的に組み合わせた内容であること。

④ 座学形式による訓練は、集合型訓練により行うこととし、eラーニング等通信によるものは認めないこと。

(訓練カリキュラム・訓練期間・訓練時間)

8. 教育訓練の目的・目標、訓練内容、訓練期間、訓練時間等が、受講者の職業能力の開発及び向上に資するものであって、就業に有効な基礎的能力の養成に必要な教育訓練と認められること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。

- ① 訓練内容、訓練期間及び訓練時間が、教育訓練の目的・目標（仕上がり像）と整合性を有するものであること。また、認定されたカリキュラム及び日別計画表等の訓練スケジュールについては、受講開始時までには受講者に配付すること。
- ② 訓練時間は、1日5～6時間を標準とし、1か月100時間以上とすること。ただし、時間数の算定については、50分以上60分未満（休憩時間を除く。）を1時間として算定して差し支えないこと。また、キャリア・コンサルティング（ジョブ・カードを活用したものに限定するものではない。以下同じ。）の時間は訓練時間に含まれないものであるが、訓練計画の認定申請の提出書類に予めキャリア・コンサルティングの実施予定日を記載した上で、受講者に当該予定を提示すること。
- ③ 職業横断的スキル習得訓練コースの訓練期間は、3か月程度であり、かつ総訓練時間は300時間以上であること。このうち、6時間以上は職業人講話、就職講話であること。また、訓練期間中に各受講者が少なくとも3回以上キャリア・コンサルティングを受ける機会が確保されていること（その際、実施機関自らがキャリア・コンサルタントを配置することが望ましいこと。）。
- ④ 新規成長・雇用吸収分野等訓練コースのうち、基礎演習コースの訓練期間は3～6か月程度であり、かつ、訓練時間は1か月当たり100時間以上であること。このうち、18時間以上は職場見学、職場体験、職業人講話であるとともに、90時間以上は、自己理解、職業意識、表現スキル、人間関係スキル等に関する訓練カリキュラムを含むこと。また、訓練期間中に各受講者が少なくとも3回以上キャリア・コンサルティングを受ける機会が確保されていること（その際、実施機関自らがキャリア・コンサルタントを配置することが望ましいこと。）。  
実践演習コースの訓練期間は3～6か月程度であり、かつ、訓練時間は1か月当たり100時間以上であること（このうち、座学形式のみにより行う場合は、18時間以上は職場見学、職場体験であること）。また、訓練期間中に各受講者が少なくとも3回以上キャリア・コンサルティングを受ける機会が確保されていること（その際、実施機関自らがキャリア・コンサルタントを配置することが望ましいこと。）。
- ⑤ 社会的事業者等訓練コースの訓練期間は、6か月～1年程度であり、かつ、訓練時間は1か月当たり100時間以上であること。このうち、ワークショップ型訓練については、20時間以上は職場体験であること。また、全訓練期間についての総訓練時間数の要件を満たす場合には、上記8②の規定に関わらず、訓練開始月のみ1日5時間、1か月100時間を下回っても差し支えないこと。
- ⑥ 同一コースの受講者については、原則として、同一時刻に一斉に訓練を開始するとともに一斉に訓練を終了すること。ただし、個々の受講者に対する個別指導、補講等については、この限りではない。

(修了後の資格)

9. 教育訓練修了後に取得できる資格がある場合は、予め明確にすること。

(指導方法)

10. 認定された訓練カリキュラムに基づき、施設・設備や教材等を有効に活用した効果的な指導方法等により、各受講者の特質及び習得状況に応じた指導を行うこと。

(教材)

11. 認定された訓練カリキュラムとの整合性があり、教育訓練効果が期待できる教材・消耗品を使用すること。

(受講費用)

12. 受講費用は無料であること。ただし、受講者の所有となる教科書、実習服等は除くこと。

(教育訓練の記録作成・保管)

13. 実施した日々の教育訓練の内容、担当講師名、受講者の出席記録及び受講者の習得状況に関する記録を作成し、適正に保管すること。

(修了証の発行)

14. あらかじめ定められた訓練日数の8割以上を受講しているとともに習得した知識・技能が修了に値すると認められる場合に修了とすることとし、この要件に該当する受講者に対して、実施機関が予め定めた様式に基づき修了証を発行すること。

(欠格要件)

15. 次のいずれの事項にも該当しないこと。

① 実施機関

イ 教育訓練に関して教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明した日から2年を経過していないもの。

ロ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、緊急人材育成・就職支援基金による基金訓練実施機関とすることが相応しくないと中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）会長が判断した者

ハ 認定計画申請日の前年（度）及び前々年（度）において、納付すべき税金、社会保険料又は労働保険料の未納があること。

ニ 中央協会又は中央協会からの業務委託先機関（以下「委託先機関」という。）が行う調査において不正受給を行おうとした者又は行った者であって、当該事実が発覚した日から2年を経過していないもの。

ホ その他教育訓練の実施機関として明らかに適性を欠くと中央協会会長が判断した者又は判断する者。

## ② 実施コース

- イ 直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの（事業主又は事業主団体が実施主体である場合は、当該事業主への就職促進に資するものであれば、この限りではない。）。
- ロ 通常の雇用・就業形態を勘案した場合、その職業能力を習得したとしても段階的に安定した雇用・起業等に結びつくことが期待し難いもの（事業主又は事業主団体が実施主体である場合は、当該事業主への就職促進に資するものであれば、この限りではない。）。
- ハ 業務独占又は業務独占的資格の存する職業に係るものであって、当該資格取得に資するために1年を超えるコース設定が必要なもの。
- ニ 資格取得を目的としたもののうち、(i)当該資格の社会的認知度が総じて低いもの、(ii)合格者数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの、(iii)専ら公務員としての就職の要件となっているもの（事業主又は事業主団体が実施主体である場合は、当該事業主への就職促進に資するものであれば、この限りではない。）。
- ホ 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なもの。

## ③ 下記イからハまでのいずれかの要件に該当し、改善が見られないもの。

具体的には、実施したコースが下記イからハのいずれかの要件に該当することとなった後、実施機関が当該訓練を実施した都道府県において、当該コースと、同一訓練コース（7の各号に定めるものをいう。）であり、かつ同一訓練分野のコース（以下「同種のコース」という。）の訓練計画の認定申請（以下「2回目の申請」という。）を行おうとする場合には、中央協会は、該当した要件を示しつつ、当該実施機関に対して、改善計画の提出を求め、これが提出されるまでの間、当該申請を受理しないものとする。

また、2回目の申請に基づきコースを実施した実施機関が、当該コースについて、再び同一の要件に該当することとなった場合には、それ以降、当該実施機関が当該訓練を実施した都道府県において、同種のコースは認定されないものであること。

イ 訓練修了者の訓練修了後3か月経過時点における就職率（把握した訓練修了者から引き続き訓練受講を希望する者等を除いた数に占める就職者数の割合）が30%を下回った場合

なお、就職のために中退した者は、訓練修了者及び就職者として就職率の算定に含めること。

ロ 訓練修了者の訓練修了時の就職状況について、委託先機関を通じて中央協会あてに報告された訓練修了者からの書面の数（中退者から提出された書面の数を含

む。)が受講者数全体の80%を下回った場合、又は訓練修了者の訓練修了後3か月経過時点における就職状況について、委託先機関を通じて中央協会あてに報告された訓練修了者からの書面の数(中退者から提出された書面及び訓練修了時に就職している者から訓練修了時に提出された書面の数を含む。)が受講者数全体の60%を下回った場合

- ハ 訓練受講者等から訓練実施に関する苦情等が複数回寄せられたことなどから、基金訓練の適正な実施のために必要な改善を中央協会から求められた場合  
なお、イ及びロの要件については、原則として、認定基準の22に基づき、別途示された方法により、期日までに委託先機関を通じて、中央協会あてに報告のあった書面に基づき判断するものであること。

(個人情報取扱い)

16. 教育訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することがないような管理・運営を行うことができる機関であること。

(企業実習の要件)

17. 企業実習を行う場合は、次の要件を全て満たしている機関であること。
- ① 定員分の企業実習先を確保している機関であること。  
なお、企業実習先については、次の基準を満たしていること。
    - イ 実際に生産活動や営業活動を行っている事業所における雇用関係に入らずに行う実習形式による実践的な訓練内容であること。
    - ロ 訓練実施事業所の就業規則に基づく所定労働時間内に行われるものであること。
    - ハ 企業実習先の訓練には、実習指導者、訓練評価者、管理責任者を1名以上確保していること。ただし、それぞれは兼務できること。
    - ニ 安全衛生に関する知識・技術の習得を目的とした訓練カリキュラムを含んでいること。
    - ホ 安全、衛生、その他の作業条件について労働基準法(昭和22年法律第49号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に準ずる取扱いをしていること。
  - ② 企業実習先への指導が適正かつ効果的に実施できる機関であること。

(ジョブ・カード講習修了者等の配置)

18. ジョブ・カード講習修了者又はジョブ・カード講習の受講資格を持ち、その受講が予定されている者(当該訓練開始日以前の予定に限る。)を当該訓練開始日までに配置すること又は配置が確実に見込まれること。

(受講者に対する就職支援)

19. 訓練期間中及び訓練修了後に受講者に対して行う就職支援の内容について、訓練計画に明記し、実施すること。



この場合の就職支援とは、次のいずれかをいい、このうち、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑪は必ず行うこととする。

①職場見学等の機会提供、②就職個別相談の実施、③地域の雇用情勢等に関する就職講話、④求人情報の提供、⑤履歴書・職務経歴書の書き方指導、⑥就職マッチングイベント等の情報提供、⑦公共職業安定所への受講者の誘導（訓練修了前1か月前後に求職活動のための時間を確保すること）、⑧面接の指導、⑨キャリア・コンサルタントを招へいした個別相談、⑩職業紹介（無料職業紹介又は有料職業紹介事業の許可を受けている場合に限る。）、⑪ジョブ・カードの作成支援及び交付

（職業安定機関等との適切な連携等）

20. 訓練の応募開始・締め切り、受講者の選考等に係る期日の設定に当たっては、受講開始日を踏まえた上で適切なものとなるよう、委託先機関及び公共職業安定所と協議、調整を行うこと。また、公共職業安定所が実施する訓練受講希望者に係る照会、訓練修了者に対する就職支援等について、職業安定機関等との連絡、連携を適切に行うこと。

（受講者等に対する相談体制）

21. 受講者、企業実習先等からの相談やクレーム等に対して、運営・管理担当者が誠意をもって適正に対応し、相談及び対応の経過が記録できる体制を確保すること。

（就職状況の把握・報告）

22. 訓練修了者及び就職のために中退した者（以下「訓練修了者等」という。）の訓練修了時（未就職卒業者に対するコースに限る。）及び訓練修了後3か月経過後の就職状況（就職のために中退した者の場合は、中退時の就職状況、その他の帰すうについて、訓練修了者等からの書面の提出を求め、訓練修了者等の属性を含め把握すること。また、把握した内容を別途示す期日及び方法により委託先機関を通じて、中央協会あてに報告すること。報告の際には、訓練修了者等からの書面を添付すること。

（損害保険等の加入等）

23. 全受講者の訓練期間中（企業実習中を含む。）の災害補償制度を措置すること。また、受講者が訓練受講中又は通所途上において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に、その損害を補償するための損害保険制度について、受講者に情報提供すること。

（調査・報告の協力）

24. 中央協会又は委託先機関が行う教育訓練の実施状況に係る調査及び就職状況に係る報告等に協力すること。

（支給申請書等の提出）

25. 訓練・生活支援給付金に係る各受講者の支給申請書については、コースごとに、

申請を希望する受講者全ての支給申請書を取りまとめ、所定の確認書類、必要な添付書類等を付して、教育訓練機関の所在地を所管する公共職業安定所の確認を受けた上で、中央協会が定める手続きに則り、遅滞なく中央協会に提出すること。

(認定数の制限)

26. 都道府県毎のコースの設定状況について、特定の訓練分野等に当該地域の訓練ニーズを大幅に超える数のコースが設定されると認められる場合等、中央協会が関係機関における協議等を踏まえて必要と認める場合には、中央協会は都道府県毎に認定するコースの数に一定の制限を設ける場合があること。

附 則

この基準は、平成21年7月13日から施行する。

附 則（平成22年1月7日達第1号）

この基準は、平成22年1月8日から施行する。

附 則（平成22年2月23日達第2号）

この基準は、平成22年2月24日から施行する。

附 則（平成22年8月9日達第17号）

- 1 この基準は、平成22年8月30日から施行することとし、15の③の改正規定については、施行日より前にイからハのいずれかの要件に該当していた訓練コースの実施機関が、施行日以降に、当該訓練を実施した都道府県において、当該コースと、同一コースであり、かつ、同一訓練分野のコースの訓練計画の認定申請を行おうとする場合から、改正後の基準における2回目の申請として適用するものとする。ただし、18の改正規定については、同年10月1日から施行する。
- 2 この改正後の基準の施行日前に中央協会が認定申請を受理したコースについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月3日達第1号）

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。ただし、18の改正規定並びに19の改正規定による実践演習コース及び社会的事業者等訓練コースのジョブ・カードの作成支援及び交付については、同年7月1日から施行する。
- 2 この改正後の基準の施行日前に中央協会が認定申請を受理したコースについては、なお従前の例による。